

児童発達支援について

I 制度全般

1 制度内容

【児童福祉法】

第六条の二の二

2 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

2 利用対象児童

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児の障害児

3 利用者負担

利用児童の保護者は、サービスの利用量と所得に応じた負担を行う。

原則 1 割負担であるが、所得に応じた月額上限額が設定される。

※中央区では、障害者福祉課が定める「中央区障害児通所支援等利用者負担額助成実施要綱」により、1 割負担分も助成されるため、実質無料となる。

II 設備基準

1 指導訓練室

児童一人当たり 3 m²以上

2 事務所・相談室

4 ~ 5 m²以上

III 人員配置（重症心身障害児）※障害児保育園ヘレン東雲の場合（予定）

【指定上必要となる職種】

1 管理者

2 児童発達支援管理責任者

3 看護師

4 児童指導員又は保育士

5 機能訓練担当職員

6 嘱託医

「児童発達支援事業・放課後デイサービス事業の基準等について」より
（東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当）

IV 障害児保育園ヘレン東雲の保育体制

児童発達支援事業と居宅訪問型保育事業とを組み合わせる運営

（例）

